

北海道有朋高等学校[北海道高等学校遠隔授業配信センター]と 札幌大谷大学との連携協力に関する協定書

北海道有朋高等学校[北海道高等学校遠隔授業配信センター]（以下「甲」という。）と、札幌大谷大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、教育・研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力する。

- (1) 音楽における遠隔授業の配信に関すること。
- (2) 教育研究活動に関すること。
- (3) 施設・設備の利用に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 前項第3号において甲と乙が共同で実施する事項については、相互の施設・設備の使用料を徴収しないものとする。

（連携協力推進会議）

第3条 前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に推進するため、連携協力推進会議を設置し、連携方策や協力内容等について協議するほか、相互の取組に関する状況報告及び意見交換を行うものとする。

2 連携協力推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）4月23日